

2020年(令和2年)6月2日

生徒 保護者のみなさまへ

神奈川県立瀬谷西高等学校長

学校再開後の保健管理について(ご協力のお願い)

生徒 保護者の皆様には、これまでの長期間の休校で、学習や友人関係等様々な不安があったことと思います。この先は、元の生活に戻るのではなく新しい学校生活をみなさまと一緒に作っていく必要があります。学校では、生徒のみなさまが安心して生活できるように環境を整えていきたいと考えています。

つきましては、生徒、保護者のみなさまには、次の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

【登校するにあたって】

- 1 毎日の検温と健康観察をして健康観察票に記録をして、学校に持参してください。
発熱やその他の身体的症状がある場合は学校に連絡をして自宅で経過観察をしてください。(欠席の取り扱いについては裏面参照)
強いだるさ、息苦しさ、高熱が1つでもある場合は、相談センターに連絡をして、指示を受けてください。
当面、昇降口や教室で検温確認や健康観察票の確認を行います。
- 2 学校で発熱やその他の身体的症状が現れた場合は、早退をして自宅で経過観察をしてください。
コロナウィルス感染症と風邪等他の疾患との鑑別は現状では困難なので、保健室等での経過観察は行いません。
自力での早退が難しい場合は、別室待機となります。保護者の皆様には可能な限り早めのお迎えをお願いします。
- 3 登校時は必ずマスクを着用してください。登校初日に手元にマスクがない場合は、学校に配布されたものがありますので安心して登校してください。
- 4 熱中症や感染予防のために、水分を持参してください。自動販売機は通常通り使用できますが、友人同士での回し飲みは避けてください。
- 5 手洗い用のハンカチやタオルを持参してください。貸し借りを行わないようにしてください。
- 6 当面の間、ゴミ箱は使用できません。ゴミ袋を持参してください。

【学校生活において】

- 7 石鹸による手洗いをこまめに行ってください。手洗い場の混雑や時間がない場合は、流水だけの手洗いやアルコール系消毒剤も併用します。
- 8 体育の教具や、PC、タブレット、楽器、実験用具、調理器具等共用するものを触る前にはかならず手洗いをしましょう。授業の後も手洗いをしましょう。
- 9 人との距離を2m(最低1m)保つよう心がけましょう。
- 10 活動中は首から上を不用意に触らないようにしましょう。(特に目、鼻、口)
- 11 食事やお菓子などを食べるときは対面を避けましょう。
- 12 ゴミは持ち帰るようにしましょう。

- 13 感染症は誰でもがかかりうる、かかっているかもしれない、ということ、頭に置いて、人を避けるのではなく、自分も相手も感染しないような行動をみなさんでしていきましょう。
- 14 SNS での差別偏見等の書き込みはしないようにしましょう。欠席や早退をすることは誰でも起こり得るので、みなさんで休みやすい環境を作っていきましょう。

【学校内の清掃と消毒について】

- 15 1 日 1 回生徒下校後に、使用した箇所の清拭清掃を除菌水を使用して行います。
- 16 授業時間に廊下やトイレ等の生徒の触れる場所の清拭清掃を行います。
- 17 教材教具を共用する前後の手洗い指導を行い、使用した教材教具の清拭を行います。

参考：出席停止等の取り扱い

(県立学校の教育活動の再開等に関するガイドラインより)

	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
罹患した生徒	感染者は治癒するまで「出席停止」。(学校保健安全法第 19 条) 学校の臨時休業の日数について、保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定する。	保健所の指示に基づき、濃厚接触者を把握するとともに、体調不良の生徒がいないか確認する。臨時休業の判断を保健体育課に連絡する。
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」(感染者と最後に濃厚接触した日から 2 週間程度)	保健所の指示に基づき、健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」又は「校長が出席しなくても良いと認めた日」	その間は健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と相談の上、「出席停止」	健康観察記録等により、基礎疾患がある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意する。
基礎疾患があるなど重症化する恐れがある生徒	主治医や学校医に相談の上、保護者等の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	
感染の可能性について保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	
上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」	

問合せ先

副校長 日下

電話 (045) 302-3536